

平成28年 教育委員会第2回臨時会 会議録

日 時 平成28年3月31日（木）

午後2時04分～午後3時38分

場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 議案

【子ども総務課】

- (1) 『議案第14号』 平成28年度教育委員会事務局幹部職員の異動
- (2) 『議案第15号』 千代田区共育ビジョン
- (3) 『議案第16号』 千代田区教育委員会 平成28年度基本方針
- (4) 『議案第17号』 千代田区教育委員会事務局文書専決規則の一部を改正する規則
- (5) 『議案第18号』 千代田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則
- (6) 『議案第19号』 千代田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則
- (7) 『議案第20号』 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則等の一部を改正する規則

【子育て推進課】

- (1) 『議案第21号』 次世代育成支援計画（量の見込みと確保数の見直し）

【指導課】

- (1) 『議案第22号』 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- (2) 『議案第23号』 幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則
- (3) 『議案第24号』 幼稚園教育職員の休職者給与支給に関する規則の一部を改正する規則
- (4) 『議案第25号』 学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程
- (5) 『議案第26号』 幼稚園教育職員の標準的な職に関する規程
- (6) 『議案第27号』 幼稚園教育職員の標準職務遂行能力に関する規程
- (7) 『議案第28号』 千代田区立九段中等教育学校教育職員の標準的な職に関する規程等に係る協議

第 2 報告

【子ども総務課】

- (1) 平成28年度 教育委員会事務局一般職員の異動
- (2) 平成28年度 小・中・中等教育学校入学式出席者名簿（案）

第 3 その他

出席委員（４名）

教育委員長	中川 典子
教育委員長職務代理者	古川 紀子
教育委員	金丸 精孝
教育長	島崎 友四郎

出席職員（10名）

子ども部長	保科 彰吾
教育担当部長	小川 賢太郎
子ども総務課長	村木 久人
副参事（特命担当）	大井 良彦
子ども支援課長	中尾 真理子
子育て推進課長	加藤 伸昭
児童・家庭支援センター所長	恩田 浩行
子ども施設課長	小池 正敏
学務課長	伊藤 司
指導課長	杉浦 伸一

欠席委員（０名）

欠席職員（０名）

書記（２名）

総務係長	久保 俊一
総務係員	田口 有美子

古 川 委 員	それでは、本日の進行につきましては、委員長の体調不良により、委員長にかわって、委員長職務代理者の古川が務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。 開会に先立ち、傍聴者から傍聴申請があった場合は、傍聴を許可することとしますので、ご了承ください。 ただいまから平成28年教育委員会第2回臨時会を開会します。 本日、欠席はありません。 今回の署名委員は、金丸委員にお願いいたします。
金 丸 委 員	はい。わかりました。

◎日程第１ 議案

子ども総務課

（１）『議案第14号』平成28年度教育委員会事務局幹部職員の異動

- (2) 『議案第15号』 千代田区共育ビジョン
- (3) 『議案第16号』 千代田区教育委員会 平成28年度基本方針
- (4) 『議案第17号』 千代田区教育委員会事務局文書専決規則の一部を改正する規則
- (5) 『議案第18号』 千代田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則
- (6) 『議案第19号』 千代田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則
- (7) 『議案第20号』 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則等の一部を改正する規則

子育て推進課

- (1) 『議案第21号』 次世代育成支援計画（量の見込みと確保数の見直し）

指導課

- (1) 『議案第22号』 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- (2) 『議案第23号』 幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則
- (3) 『議案第24号』 幼稚園教育職員の休職者給与支給に関する規則の一部を改正する規則
- (4) 『議案第25号』 学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程
- (5) 『議案第26号』 幼稚園教育職員の標準的な職に関する規程
- (6) 『議案第27号』 幼稚園教育職員の標準職務遂行能力に関する規程
- (7) 『議案第28号』 千代田区立九段中等教育学校教育職員の標準的な職に関する規程等に係る協議

古 川 委 員

日程第1、議案に入ります。

子ども総務課長

議案第14号、平成28年度教育委員会事務局幹部職員の異動について、子ども総務課長より説明願います。

それでは、議案第14号、教育委員会事務局幹部職員の異動についてご説明いたします。

資料のほうをごらんください。

1番、平成28年4月1日付の異動です。

子ども総務課長村木が、子ども部参事（連絡調整）に昇任の上、引き続き子ども総務課長の事務を事務取扱で行います。

子育て推進課長加藤は、新たに子ども支援課長となります。

子育て推進課長には、保健福祉部から異動の土谷課長が新たに就任いたします。

児童・家庭支援センター所長には、保健福祉部から異動の新井所長が新たに就任いたします。

	学務課長には、地域振興部から異動の柳課長が新たに就任いたします。 九段中等教育学校の経営企画室長は、引き続き大井室長が務めます。 2番、平成28年3月31日付の転出です。 児童・家庭支援センター所長の恩田は、環境まちづくり部参事に昇任の上、清掃事務所長の事務取扱となります。 学務課長の伊藤課長は、総合窓口課長になります。 子ども支援課長の中尾課長は、商工観光課長となります。 ご説明は以上でございます。
古川委員	説明が終わりました。 ご意見、ご質問等がありましたらどうぞ。 (なし)
古川委員	特にないようですので、採決いたします。 議案第14号について採決します。 賛成の方は挙手を願います。 (賛成者挙手)
古川委員	全員賛成につき、議案第14号を決定することとします。 続きまして、議案第15号、千代田区共育ビジョンについて、子ども総務課長より説明願います。
子ども総務課長	それでは、議案第15号千代田区共育ビジョンについてご説明いたします。 こちらにつきましては、当委員会、それから総合教育会議の場におきまして、これまで数回にわたり議論してきたものでございます。内容につきましては、前回委員会におきまして、協議事案として出させていただいた内容でございますので、ご説明は省略させていただきます。 こちらにつきましては、今回のビジョンは、これまでの共育マスタープランとは異なり、抽象的な理念を中心としたものとなっております。そのため、これを具体化いたします具体の振興計画につきましては、また、来年度改めて制定することをしたいというふうに考えているところでございます。 ご説明は以上です。
古川委員	説明が終わりました。 ご意見、ご質問等がありましたらどうぞ。 協議を大分重ねてまいりました。採決でよろしいでしょうか。 (了承)
古川委員	では、採決いたします。議案第15号について採決します。 賛成の方は挙手を願います。 (賛成者挙手)
古川委員	全員賛成につき、議案第15号を決定することとします。 続きまして、議案第16号、千代田区教育委員会平成28年度基本方針について、子ども総務課長より説明願います。
子ども総務課長	それでは、議案第16号、平成28年度千代田区教育委員会の基本方針についてご説明いたします。

こちらにつきましても、前回協議案として出させていただきました内容と同じでございます。体裁等につきましては、前回ご指摘がございましたので、若干整理させていただいております。

内容につきましては、前回と同様でございますので、ご説明は省略させていただきます。

ご説明は以上です。

古川委員

説明が終わりました。

ご意見、ご質問等がありましたら、どうぞ。

中川委員長。

中川委員長

ちょっと、もう一回読み返してみまして、言葉の問題なんですけど、そんなに大変なことではないんですが、1ページの下から、間をあいて、3行目、4行目ですけれども、「子どもたちのSOSに迅速に対応するとともに、子どもたち自らがメッセージを発する取組等を実施し」というところを、もう少しわかりやすくしたほうがいいかなと思ひまして、「メッセージを発することができる仕組みをつくり」とか、そういう言葉に変えたほうがいいんじゃないかなと思うんですが。

それから、2ページの上から5行目、「児童・家庭支援センターをはじめとする関係機関との連絡体制を」、これ、「確保する」でよろしいんでしょうか。「連絡体制を確立する」とかいう言葉のほうがいいかなというふうに思ひました。

それから、6ページの下から4行目なんですけど、「児童・家庭支援センターにおける0歳から18歳までの子どもと子育てに関する総合的な相談体制の中で」というんですけど、これ、「子どもと子育て」ですか、それとも、「18歳までの子どもの子育てに関する総合的な相談体制の中で」という形に変えたほうがいいかなというふうに思ひたんですが。ちょっと細かいんですが、その点を。

子ども総務課長

今ご指摘がございましたので、ほかの委員の方々からご異論がなければ、1ページ目の下から3行目につきましては、前行から、「子どもたちが自らメッセージを発することができる仕組みをつくる取組み等を実施し」というふうに文言を挿入いたしまして、ご議決いただければというふうに思ひます。

それから、次の2ページ目につきましても、上から5行目、「連絡体制を確立する」というように修正の上、ご議決いただければというふうに考えてございます。

それから、6ページ目、下から4行目、こちらの指摘ですが、こちら、趣旨といたしましては、子どもからの相談及び子どもを育てている保護者等からの相談という意味で、「子どもと子育てに関する総合的な相談体制」という形で記載したものというふうに考えてございますが、もしより適切な表現等があれば、この場でご指摘いただければ、他の2点と同様、修正の上ご議決するような形をとっていただければというふうに考えてございます。

中川委員長	じゃあ、6ページのほうは、「子どもと」にするとしたら、「保護者の子育てに関する」という、「子どもと保護者の子育てに関して」と、ちょっとおかしいか。「子どもと保護者の総合的な相談体制の中で」とか。
教 育 長	ここについてですが、子どもに関する相談というと、保護者として子育てに悩んでいるというよりも、どちらかというと、子どもに目を向けた相談で、子育てに関する相談というと、保護者が子どもとのつき合い方がわからないとかいうように、どちらかというと、保護者側の思いに目を向けた意味かと思っていて、そういう意味では、子どもと子育てに関する総合的な相談という表現でよろしいかなと私は思います。
中川委員長	今思ったんだけど、とすると、総合的なというところが、「総合的な相談体制の中で、0歳から18歳までの保護者と子どもたち一人ひとりの課題を共有するなど」というふうにすればいいんじゃないでしょうか。
	だから、総合的な相談体制をつくって、0歳から18歳までの保護者と子どもたち一人ひとりの課題を共有するということですね。
金 丸 委 員	私は意味がもう一つよくわかっていないんですけど、これの相談者は誰なんですか。保護者が相談者に入ることはわかるんですが、子どもは相談者に入っているんですか。もし仮に入っていなければ、「子ども及び子育てに関する」にすれば明確になると思うんですね。要するに、この言葉のつながりが、子どもに関する総合的な相談と、それから、子育てに関する総合的な相談という2つの並列であれば、「及び」にすればいいだろうと思いますけれども。子どもは相談者なんだとなると、かなり意味が違ってきちゃうので、大幅に変えないと、その意味が出てこないんですが。
児童・家庭支援センター所長	実際上は、お子さんが直接相談というケースも、数は少ないですけども、ありますから、相談者としては、お子さんと保護者という形になります。
中川委員長	そうすると、こう、やっぱりもうちょっと整理したほうがいいですね。
金 丸 委 員	もう少し整理するか、それとも、それを前提にしても、「子どもと」とやると、「の」に間違えられるので、「及び」とか「並びに」とかいう形で、これ、並列ですよということを示したほうが、多分説明が後でつくんだろうなという気はします。
中川委員長	でも、やっぱり子育てに関する総合的な相談体制の中でそういうことをしていく、子どもも保護者も相談できるということで考えていいわけですね、恩田さん。
児童・家庭支援センター所長	はい。そうですね。
中川委員長	そうしたら、やっぱりもう少し文言を整理したほうがいいんじゃないでしょうか。これだと子ども自身が相談するという意味が、ちょっと薄い、わかりにくいんじゃないかなと思うんですけども。
児童・家庭支援センター所長	この部分ですけども、例えば、子どもが相談してくるケース、それから、子どもに関する相談、子育て以外にもあると思いますので、この「と」という文字を、中黒にしていかがかなと思いますが、いかがでございますか。黒丸。並列で並べる形にして、子育てに関するものも含めた相談

	って、すごく曖昧になってしまいますけども、下のところでは、保護者と子どもたち一人ひとりの課題を共有するということで、そういった子どもが直接の場合もあれば、保護者と共有する場合もあるというふうな形になっていきますので、全体の相談体制というところで言うと、さまざまな形で相談を受けられるようなイメージでございますが、いかがでしょうか。
中川委員長	「0歳から18歳までの子ども・子育てに関する総合的な」ということですか。
児童・家庭支援センター所長	はい。
中川委員長	でも、子どもは何をするのかということが、逆にわからなくなっちゃうんじゃないかな。やっぱり総合的な相談体制があるから、そういう子どもが相談できたり、それから保護者がいろんなことを相談できるということですよ、ね、意味としてはね。そうしたら、「児童・家庭支援センターにおける総合的な相談体制の中で、0歳から18歳までの子ども、保護者が課題を共有するなど、子育て支援や児童健全育成支援の充実を図る」。
金丸委員	よろしいでしょうか。多分これ、幾つかの問題があって、「0歳から18歳までの」という言葉を入れることによって、もし仮に、中黒を入れると、これは子どもにかかっている、後の子育てにかかっているでいいのかどうかとか、いろんな問題があるもんですから、もし可能であれば、これも消してしまって、端的に、「児童・家庭支援センターにおける総合的な相談体制の中で」という形で、中を全部抜いてしまう。その中のものは、後ろに書いてある内容できちんと書かれているじゃないかという考え方はあるんじゃないか。
中川委員長	そうですね。そうすればすっきりすると思いますけれど。
子ども総務課長	それでは、他の委員の方々のご同意があるようでしたら、6ページの下から4行目の部分につきましては、「児童・家庭支援センターにおける総合的な相談体制の中で、子どもたち一人ひとりの課題を共有するなど」という形で訂正の上、ご議決いただければと思います。
中川委員長	保護者はどうしますか、それ。
子ども総務課長	もう一度読み上げます。「児童・家庭支援センターにおける総合的な相談体制の中で、保護者と子どもたち一人ひとりの課題を共有するなど」という形で訂正の上、ご議決いただければと思います。
中川委員長	はい。ありがとうございました。
古川委員	では、今、3カ所出てまいりましたが、少しの修正を入れて、その内容でよろしいでしょうか。
	(了 承)
古川委員	では、採決いたします。 議案第16号について採決します。 賛成の方は挙手を願います。
	(賛成者挙手)
古川委員	全員賛成につき、議案第16号を決定することとします。

子ども総務課長

続きまして、議案第17号、千代田区教育委員会事務局文書専決規則の一部を改正する規則について、子ども総務課長より説明願います。

それでは、議案第17号千代田区教育委員会事務局文書専決規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

議案のほうをごらんいただきたいと思います。

今般、行政不服審査法の改正等がございまして、こちらの文書専決規則の内容につきまして、一部改正をする必要が生じました。あわせまして、規定全体を整備するということをいたしたいというふうに考えてございます。

初めに、5分の1ページ目の右の段、やや下のところ、第12号のところ、これまで特に重要な審査請求、異議申し立て及び訴訟に関することについて、こちらについては委員会の議決を受けなければならないとされており、次のページに行きまして、やや上のところ、右側第9号、重要な審査請求、異議申し立て及び訴訟に関することについては、教育長の専決できる事案というふうになってございました。

今般、行政不服審査法の改正もございまして、異議申し立てが審査請求に一本化されたこと、それから、審査の客観性を担保するために、審理員による審理手続という制度が導入されたこと、これらを踏まえまして、一部改正を行います。

次に、5分の4のところをごらんいただきたいと思います。下から2番目の項、16のところ、一番左側が、これが委員会の議決を要するものということになり、その右側が、教育長の専決ということになってございますが、委員会の議決を要するものといまして、審査請求の採決及び重要な訴訟に関することと規定します。

それから、教育長の専決できるものといましては、審査請求のうち裁決を除くもの、及び訴訟に関することといたします。こちらにつきましては、審査請求と異議申し立てが一本化されたことから、異議申し立ての文言を削除するほか、先ほど申し上げました審理員の制度が導入されておりますが、教育委員会等の行政委員会につきましては、本来その委員会自体が公正な判断をするための機関ということで設置されている趣旨がございまして、こちらについては特に審理員を置く必要はないというふうになってございます。ただ、そのため、審理員を置く必要はございませんが、裁決を行うに当たっては、その委員会自体の決定が必要ということになりますので、審査請求に対する裁決を行う場合には、必ず委員会の議決が必要という形で、教育長の専決ではできないというふうに規程のほうを改めるものでございます。

そのほか、規程全体につきましては、区の処務規程と合わせまして、別表形式にいたします。

あわせまして、その5分の4の下のところ、17号、その下の18のところ、こちらのところでございますが、これまではこういった委託、それから物品の購入、これらについて、明確な規定がございまして、区の処務規程に従

	ってやってございました。これにつきましても、区の処務規程に準じまして、こちらの文書専決規程のほうに入れるものでございます。 ご説明につきましては以上でございます。
古 川 委 員	ご説明が終わりました。 ご意見、ご質問等がありましたらどうぞ。 いかがでしょうか。よろしいでしょうか。 (な し)
古 川 委 員	特にないようですので、採決いたします。 議案第17号について採決します。 賛成の方は挙手を願います。 (賛成者挙手)
古 川 委 員	全員賛成につき、議案第17号を決定することとします。 続きまして、議案第18号、千代田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則について、子ども総務課長より説明願います。
子ども総務課長	すみません。ちょっと資料に誤りがございましたので、ちょっと差しかえますので、もしできましたら、先にほかのほうを進めていただければと思います。
古 川 委 員	では、先に議案19号について説明願います。 議案第19号、千代田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について、子ども総務課長より説明願います。
子ども総務課長	失礼いたしました。それでは、議案第19号、千代田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。 お手元の議案のほうをごらんいただきたいと思います。 こちら、下線を引いてございますが、これまで子ども支援課に置かれておりました子育て人材育成主査、こちらのほうが廃止となりましたので、こちらを規則から削除するものでございます。 ご説明は以上です。
古 川 委 員	説明が終わりました。 ご意見、ご質問等がありましたらどうぞ。 こちらはよろしいでしょうか。 (な し)
古 川 委 員	では、議案第19号について採決します。 賛成の方は挙手を願います。 (賛成者挙手)
古 川 委 員	全員賛成につき、議案第19号を決定することとします。 20号へ行ってよろしいですか。では、18号からでよろしいでしょうか。
子ども総務課長	はい。
古 川 委 員	続きまして、議案第18号、千代田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則について、子ども総務課長より説明願

子ども総務課長

います。

それでは、議案第18号、千代田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

こちらにつきましては、今般、区の保養施設等について大幅な見直しがございます。、婦恋村自然休養村等が廃止されたことなどに伴い、これまで区民生活部のほうで行ってありましたメレーズ軽井沢の受け付け等の事務につきまして、教育委員会のほうで改めて行うこととなりましたので、その点について改正するものでございます。

お手元の資料のほうをごらんいただきたいと思います。第2条の4号、「区立軽井沢少年自然の家（メレーズ軽井沢に限る。次条において同じ。）の施設維持管理に関する事」と、これまでは、こちらにつきましては、区民生活部のほうで教育委員会からの委任という形で行ってございましたが、教育委員会に戻すということで、こちらのほうの委任条項を廃止いたします。

同様に、次の3条の第3号、「区立軽井沢少年自然の家の利用に係る申し込みの受け付けに関する事」と、こちらについては、補助執行という形で行ってございましたが、こちらについても補助執行の条項を削除いたします。

なお、第2条第3号のこちらの「及び和泉小学校」を挿入する規定ですが、こちら、パークサイドプラザの管理が、教育委員会のほうの所管となった際に、挿入するのを忘失していたものでございます。今回あわせて修正させていただくものです。

ご説明につきましては以上でございます。

古川委員

説明が終わりました。

ご意見、ご質問等がありましたらどうぞ。

金丸委員、どうぞ。

金丸委員

従前がわかっていないので、教えていただきたいんですが、2条の第3号になるんでしょうか、麴町小学校の施設維持管理に関しては、補助機関である職員に委任するとなっていて、ほかの学校が何で対象になっていないのか、逆に、ほかの学校が対象になっていないのにもかかわらず、何で麴町小学校だけが対象になるかがよくわからないので、ご説明をお願いします。

子ども総務課長

麴町小学校につきましては、出張所、それから区民館と併設の複合施設になっている関係で、そちらの出張所及び区民館のほうを所管してございます。地域振興部のほう、そちらのほうに管理を委任するという、そういう形をとってございます。

他につきましては、教育のほうの所管でございますので、教育のほうで全て行うという形になってございます。

金丸委員

そうしますと、確かに併設はされていますけれども、ほとんどが麴町小学校ですよね。そういう状況の中だけでも、教育委員会としては、麴町小学校に関する管理もこちらの管理じゃないんだという、そういう理解でよろしいんでしょうか。

子ども総務課長

そういった理解でございます。

古 川 委 員	ほかにはいかがでしょうか。 (な し)
古 川 委 員	では、特にないようですので、採決いたします。 議案第18号について採決します。 賛成の方は挙手を願います。 (賛成者挙手)
古 川 委 員	全員賛成につき、議案第18号を決定することとします。 続きまして、議案第20号、幼稚園教育職員の期末手当に関する規則等の一部を改正する規則について、子ども総務課長より説明願います。
子ども総務課長	それでは、議案第20号、幼稚園教育職員の期末手当に関する規則等の一部を改正する規則です。 こちらの概要のほうをごらんいただきたいと思います。 こちらは、行政不服審査法の改正に伴いまして、様式におきます教示の記載、こちらを改正する必要があるための改正でございます。 改正内容につきましては、(1)、(2)のところをごらんいただきたいと思います。 改正する規則は三つになります。 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則、それから、千代田区立学校施設使用条例施行規則、それから千代田区立幼稚園使用条例施行規則、いずれも改正内容は同じでございます。 施行日は4月1日からとなります。 ご説明につきましては以上です。
古 川 委 員	説明が終わりました。 ご意見、ご質問等がありましたらどうぞ。 金丸委員。
金 丸 委 員	別紙の様式の2号なんですけれども、すみません、最初読んだときに、私はわけがわからなかったんですが、右側の旧を見るとよくわかるんです。同じようにできないかという質問ですが、2行目の、2行目というか、上から「幼稚園教育職員の給与に関する条例」の、そのすぐ下に、何々の「規定に基づき」というところがありますよね。そのこのところの次の行のところが、「なお」との間に、すき間がないもんですから、これが並列して書いてあるんだということが非常に読みにくいんですね。右側の旧の版で行くと、間に1行入っているだけで、その趣旨がすぐわかりやすいんです。ですから、そういうふうな形にこれができないかどうかということの質問です。
子ども総務課長	「なお」の前に1行。
金 丸 委 員	前に1行入れると、それでも見やすくなるんですけど、これが続いちゃうと、この文章は一体どこに回るのだというのが一見して明らかじゃないもんですから。そうできるといいなという希望的な意見です。
子ども総務課長	では、ここのところは少しあけるような形で修正させていただきたいと思っています。

古 川 委 員	ほかにございますか。 (な し)
古 川 委 員	では、採決いたします。 議案第20号について採決します。 賛成の方は挙手を願います。 (賛成者挙手)
古 川 委 員	全員賛成につき、議案第20号を決定することとします。 続きまして、議案第21号、次世代育成支援計画（量の見込みと確保数の見直し）について、子育て推進課長より説明願います。
子育て推進課長	前回の協議の際には、かなり厚い計画書でお出ししたのですが、ちょっと庁内の議論におきまして、あちらの厚いところを直すのではなくて、その変更する箇所だけを抜き出して出したほうが、見る人がわかりやすいんじゃないかという形のお話がありまして、今回このような形で資料のほうの体裁を整えさせていただきました。 基本的には、前回と同様、量の見込みの考え方だったり、確保数の算出の考え方というのは、新たにこちらに入れさせていただいておりますが、見直しごと、中段にあるのが見直し前の量の見込みと確保数、そして右側には差引数という形で、それぞれ幼稚園の需要や保育園の需要、それ以外の地域子ども・子育て支援事業と言われるものにつきまして、その人口推計を見直し、増加傾向を見直したもののについて、さらにその量の見込みと確保数といったところを、数字の変更のほうを加えさせていただいたものとなります。 一部、表のつくりを直したりはしておりますが、大きくその内容について変更があるわけではございませんので、今回説明については省略のほうをさせていただきます。 また、参考資料としまして、前回にもお出ししましたが、人口推計の見直しというものをつけさせていただいております。 それでは、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
古 川 委 員	説明が終わりました。 ご意見、ご質問等がありましたらどうぞ。 (な し)
古 川 委 員	特にないようですので、採決いたします。 議案第21号について採決します。 賛成の方は挙手を願います。 (賛成者挙手)
古 川 委 員	全員賛成につき、議案第21号を決定することとします。 続きまして、議案第22号、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則から、議案第27号、幼稚園教育職員の標準職務遂行能力に関する規程までを一括して指導課長より説明願います。
指 導 課 長	指導課議案についてご説明申し上げます。 まず、議案第22号から27号までをわかりやすくまとめて表にしたものが、

A 3 横の資料がございますので、そちらをごらんいただきながらご説明申し上げます。

最初に、1 番の幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する議案についてですが、これが議案第22号に当たります。これは、給与改定に伴う改正でございます。具体的には、幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正により、引き上げた勤勉手当の支給月数を、6 月期と12月期に等分に割り振るものでございます。

次に、2 番の議案第23号の幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則につきましては、地方公務員法の改正によりまして、給与条例で等級別基準職務表が改められましたために、規則に規定していました級別標準職務表を削除するものでございます。

続きまして、3 番の議案第24号、幼稚園教育職員の休職者給与支給に関する規則の一部を改正する規則につきましては、職員の分限に関する条例が改正されまして、病気休職の期間計算が見直されたことに伴いまして、規定を整備するものでございます。休職から復帰した者が、復帰から1 年以内に再度休職となった場合は、休職の期間を通算する規程が新たに追加されました。いわゆる継続的に休職を繰り返した場合に、休職期間を通算するものでございます。

4 番、5 番につきましては、議案が1 つ飛びまして、議案第26号の4 番に関係します幼稚園教育職員の標準的な職に関する規程及び議案第27号、5 番の幼稚園教育職員の標準職務遂行能力に関する規程につきましては、3 月22 日の教育委員会でご決定をいただき、区長へ協議したところ、同意するとの回答がありましたので、本日お諮りするものでございます。

6 番につきましては、議案を1 つ戻っていただき、議案の第25号、学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部改正についてでございます。これは、東京都が一般非常勤職員を投入することに伴いまして、規定を整備するものでございます。学校職員の定義に、「地方公務員法第17条の規定に基づき任用される非常勤の職員」を加えます。一般職非常勤職員の報酬の減額免除規定も加えるという、この2 点が追加項目でございます。

以上、議案第22号から27号までご説明申し上げます。

以上でございます。

古 川 委 員

説明が終わりました。

ご意見、ご質問等がありましたらどうぞ。

委員長、どうぞ。

中川委員長

すみません。議案24号なんですけども、途中で、何とかが「定められるに当たり通算された休職期間を」、これ、漢数字の一になって、「一の休職期間とみなして、前項の規定を適用する」とあるんですけど、ここだけ漢数字になっているのはどうしてかなと思って。この「一」の意味がちょっとわからなかったんで、もしかしたら何か抜けているんじゃないかなと。

金 丸 委 員	多分、「いち」と読まないんだと。「いつの」と読むんじゃないか。要するに、1つの期間という意味で、算用数字じゃまずいという趣旨なんじゃないかと思うんですが。
中川委員長	ああ、そうなんですか。はい。ありがとうございます。「いつの」ですね。
金 丸 委 員	すみません。私は、逆に、22号なんですけども、これの支給額のところ支給6月と12月に割り振る規定がよくわからない。
指 導 課 長	これは、今回の改定が、平成27年12月1日からになりましたので、実際は、今年度12月だけに0.1月引き上げをされました。ただ、次年度からは、通常どうり二月に分けてですので、それぞれ、0.05ずつ勤勉手当の引き上げが行われるということで、この改正がされた翌月からは二月に分けてやっていくと。今年度に関しましては、12月期の勤勉手当に0.1加算されたということで、それを割り振るための改正という形になります。
金 丸 委 員	私がよくわからないのは、これを見ると、この第4条というのは、支給割合の規定なんです。要するに支給額をどうやって計算するかという計算式を規定しているものであって、6月期と12月期に分けるとということはどこにも書いていないじゃないかと実は思っています。
指 導 課 長	今、規則全体の内容に関する、資料を確認しますので、少々お時間を下さい。
古 川 委 員	委員会を休憩します。
	(休 憩)
古 川 委 員	それでは、再開いたします。
	先ほどの金丸委員の質問に対する説明は、後ほどお願いします。
	続きまして、議案第28号、千代田区立九段中等教育学校教育職員の標準的な職に関する規程等に係る協議について、指導課長より説明願います。
指 導 課 長	議案第28号、千代田区立九段中等教育学校教育職員の標準的な職に関する規程等に係る協議についてご説明申し上げます。
	千代田区教育委員会が任命権者であります九段中等教育学校教育職員につきましては、地公法が規定する標準的な職及び標準職務遂行能力に関する各規程を制定するに当たり、地公法の規定に基づき、千代田区長への協議を要するため、教育委員会議案としてお諮りするものでございます。
	別紙をごらんください。
	千代田区長への協議文でございます。新規に制定する規程は、幼稚園と同様、2件でございます。
	千代田区立九段中等教育学校教育職員の標準的な職に関する規程、もう1点が、千代田区立九段中等教育学校教育職員の標準職務遂行能力に関する規程でございます。
	地方公務員法第15条の2の規定に基づきまして、区長への協議が必要となつてございます。
	各規程は、別紙1、2のとおりでございます。

古川委員	説明は以上でございます。 説明が終わりました。 ご意見、ご質問等がありましたらどうぞ。 特にないですか。
	(なし)
古川委員	それでは、議案第28号について採決します。 賛成の方は挙手を願います。
	(賛成者挙手)
古川委員	全員賛成につき、議案第28号を決定することとします。 それでは、22号は後ほど採決することとし、23号から採決します。 それでは、23号からの採決を、まとめて進めていきたいと思います。よろしいでしょうか。
	(了承)
古川委員	では、議案第23号について採決します。 賛成の方は挙手を願います。
	(賛成者挙手)
古川委員	全員賛成につき、議案第23号を決定することとします。 次に、議案第24号について採決します。 賛成の方は挙手を願います。
	(賛成者挙手)
古川委員	全員賛成につき、議案第24号を決定することとします。 次に、議案第25号について採決します。 賛成の方は挙手を願います。
	(賛成者挙手)
古川委員	全員賛成につき、議案第25号を決定することとします。 次に、議案第26号について採決します。 賛成の方は挙手を願います。
	(賛成者挙手)
古川委員	全員賛成につき、議案第26号を決定することとします。 次に、議案第27号について採決します。 賛成の方は挙手を願います。
	(賛成者挙手)
古川委員	全員賛成につき、議案第27号を決定することとします。

◎日程第2 報告

子ども総務課

(1) 平成28年度教育委員会事務局一般職員の異動

(2) 平成28年度 小・中・中等教育学校入学式出席者名簿(案)

古川委員	日程第2、報告に入ります。
------	---------------

	平成28年度教育委員会事務局一般職員の異動について、子ども総務課長より説明願います。
子ども総務課長	それでは、平成28年度教育委員会事務局一般職員・再任用職員の異動について、ご報告いたします。 本日、教育委員会資料といたしまして、異動の内示書をおつけしてございますので、こちらをごらんいただきたいと思います。 いずれも4月1日付の異動でございます。 個々の職員について、この場で読み上げることはいたしませんので、こちらの資料のほうをごらんいただきたいと思います。 ご説明につきましては以上です。
古川委員	説明が終わりました。 ご意見、ご質問等がありましたらどうぞ。 (なし)
古川委員	ないようですので、次に参ります。 平成28年度小・中・中等教育学校入学式出席者名簿案について、子ども総務課長より説明願います。
子ども総務課長	それでは、平成28年度小・中・中等教育学校入学式出席者名簿についてご説明いたします。 こちらにつきましては、本日名簿のほうを資料としておつけしてございますので、こちらをごらんいただきたいと思います。 こちらの名簿に従いまして、各委員の皆様、それから幹部職員の皆様につきましては、当日ご出席及び挨拶のほうをお願いしたいと思います。 なお、都合が悪いとか、そういった事情がございましたら、早急に子ども総務課のほうまで申し出ていただきたいというふうに思います。 ご説明は以上でございます。
古川委員	説明が終わりました。 何かございますでしょうか。 (なし)
古川委員	特にないようですので、日程第4、その他に入ります。

◎日程第3 その他

古川委員	予定している案件はありませんが、その他報告事項はございませんでしょうか。
児童・家庭支援センター所長	口頭で、平成28年度に入学する児童・生徒の就学相談の状況についてご報告をさせていただきます。 小学生につきましては、27名の就学相談を受けています。通常級に進むお子さんが、そのうち10名、それから通常級と通級指導を受けるお子さんが合計で13名、それから、固定特別支援学級に進学するお子さんが2名、特別支援学校に進むお子さんが2名という形になっております。

古川委員
中川委員長
児童・家庭支援センター所長

古川委員
児童・家庭支援センター所長

古川委員
金丸委員

児童・家庭支援センター所長

金丸委員
古川委員

このうち、通常級に進むお子さんと通常級プラス通級のお子さん、全体で5名ですけれども、判定と保護者の意向が合致せずに、入学後も、相談を継続して、学年進行に伴って、よりふさわしい就学のかどうか引き続き検討することを条件に、通常級に入学する形になっております。

具体的には、3年生に上がるときぐらいに再度、保護者と学校と児童・家庭支援センターを交えて、就学相談を受けるという形になります。

それから、中学生につきましては、4名の就学相談を受けておりまして、通常級に進むお子さんが1名、それから、通常級と通級指導を併用して行うというお子さんが2名、それから、特別支援学級に進むお子さんが1名という形で、こちらのほうは継続相談がございませんので、保護者の意向と判定と一致した形で進学をするという形になっております。

報告は以上でございます。

委員長、どうぞ。

就学相談を受けた学校、どこかの学校が多いとか、偏りはありましたか。

基本的には、ほぼ均等にお子さんたちは分布しているという状況で、特にこの学校に生徒が集中しているという状況ではございません。

小学校の就学相談で、保護者の側で、就学先が一致していない5名についてなんですけれども、また、3年生ごろ再判定ということでしたが、保護者の考えとどのように合わなくて通常級に行かれるんでしょうか。

具体的には、固定級、特別支援学級に進むことをお勧めしたケースです。5名とも、その事例になります。

實際上、何とかぎりぎり、1・2年生の授業についていくことが可能であることも想定されます。3年生に上がったときには、学習の内容が難しくなってきますので、そこで進度のおくれということが出てくる可能性があるということで、3年生に上がる時点で相談をしていくという形で考えております。

はい。ありがとうございます。

1点よろしいでしょうか。この場合に、こちらと保護者との意見が不一致という、その不一致の状況なんですけれども、それをランクづけするのは適当でないかもしれないけども、固定級があつて、それから併用があつて、通常級があるじゃないですか。例えば固定級なのか、併用なのかというところで争いがあるのか、それとも固定級と普通クラスで争いがあるのかというのはどんな状態なのでしょう。

固定級というのは、知的なおくれというところで判断します。併用されるお子さんは、基本的には情緒面に課題があるお子さんなので、通常級プラス情緒の特別指導教室と通常級のみのお子さんは、状況としては同じです。若干知的におくれのある、あるいはおくれの可能性のあるお子さんについて、固定級をお勧めしています。

ありがとうございます。

ほかにありますでしょうか。よろしいでしょうか。

	(な し)
古 川 委 員	それでは、教育委員から何かございましたらお願いします。 委員長、どうぞ。
中川委員長	子どもさんの学級数なんですが、小学校の、あと、1人、2人ふえるんじゃないかとやきもきしたりしている学校は結構あったと思うんですけど、その辺は順調にいったんでしょうか。
学 務 課 長	今、転入とかが窓口に来ておりまして、4月1日付の調整をしているところです。各学校と調整を何とかしているところでございますけれども、大体学校の希望に沿うような人数は来ているのかなと思いますけれども、ちょっと今整理をしているところでございます。
中川委員長	今も来ているんですか。
学 務 課 長	はい。ちょっと整理して、数字のほうはお出しさせていただきたいと思っています。
古 川 委 員	そのほかにもございますか。
	(な し)
古 川 委 員	それでは、特にないようなので、ここで、一時休憩いたします。
	(休 憩)
古 川 委 員	それでは、教育委員会定例会を再開します。
	議案第22号の質問について、指導課長より説明願います。
指 導 課 長	先ほどの金丸委員の、勤勉手当を6月期と12月期に支給するという根拠規定はどこか、というご質問にお答えします。 幼稚園教育職員の給与に関する条例第30条第1項で、勤勉手当は、6月1日及び12月1日の、基準日に在職する職員に対して支給する旨規定しており、支給日については、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の第14条で、6月に支給する勤勉手当にあつては6月30日、12月に支給する勤勉手当にあつては12月10日を支給日とすると規定しております。
古 川 委 員	よろしいでしょうか。
	(な し)
古 川 委 員	それでは、採決に移りたいと思います。 議案第22号について採決します。 賛成の方は挙手を願います。
	(賛成者挙手)
古 川 委 員	全員賛成につき、議案第22号を決定することとします。 それでは、以上をもちまして、全ての日程が終了しましたので、定例会を閉会いたしたいと思います。お疲れさまでした。ありがとうございます。